

平成17年4月27日

郵政民営化関連法案の閣議決定について

社団法人 第二地方銀行協会
会長 高 向 巖

当業界では、長年にわたり、郵便貯金事業が金融システムや国民経済に与える様々な問題点を指摘し、その抜本的な見直しが必要である旨を主張してまいりました。

こうした中、本日、郵政民営化関連法案が閣議決定されたことは、巨大な郵貯が抱える様々な問題の解決に向けた第一歩であります。

郵貯の民営化を進めるに当たっては、地域金融機関との共存に配慮し、郵貯を円滑に民間金融システムに統合していくことが重要であります。そのためには、民間にできることは民間に委ねるとの方針に則り、政府出資に伴う暗黙の政府保証が残る間は、規模縮小を図ることこそが必要であり、業務範囲の拡大は安易に認められるべきではありません。とりわけ、巨大な郵貯の貸出業務への参入は、地域金融の混乱を招き、地域経済に甚大な影響を及ぼしかねません。

しかしながら、政府では段階的に業務範囲を拡大していくとの方針であることに加え、政府による郵便貯金会社の株式の間接的保有が事実上継続する可能性が残ることから、不十分な民営化にとどまるばかりか、官の関与の下で郵貯が一層肥大化することが懸念されます。

従って、新規業務の取り扱いについては、民間金融機関との適正な競争関係等に配慮し、十分慎重に対応することはもとより、早期に「完全民営化」の実現を図ることが必要です。くれぐれも、巨大な郵貯を存続・拡大させることが郵政民営化の本旨ではないことに留意のうえ、国民経済的観点から真に望ましい改革が行われるよう、強く要望いたします。

以 上